

島根県独自の課税制度を平成27年度以降も継続します

【水と緑の森づくり税】

荒廃森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、平成17年度から「水と緑の森づくり税」を導入し、10年間で7,000haを超える不要木の伐採と延べ約11.5万人の県民参加の森づくり等を実施してきましたが、引き続き5年間実施します。

● **納める人** (これまでと同じです。)

- 個人：県内に住所がある人 (一定の所得金額以下の人は非課税です。)
- 法人：県内に事務所等を有する法人

● **納める額** (これまでと同じです。)

- 個人：年500円
- 法人：均等割額の5%相当額 (1,000円～40,000円)

● **納付方法** (これまでと同じです。)

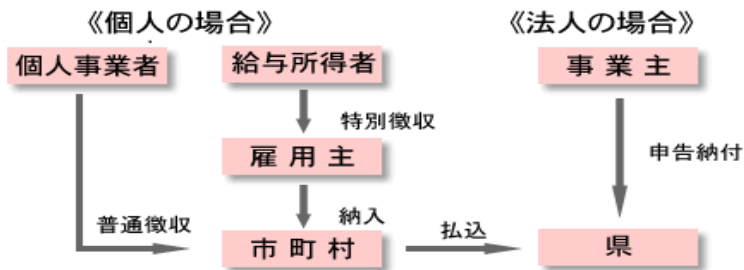
- 現行の県民税均等割額に加算して、県民税の一部として納付します。



みーもくん



みーなちゃん



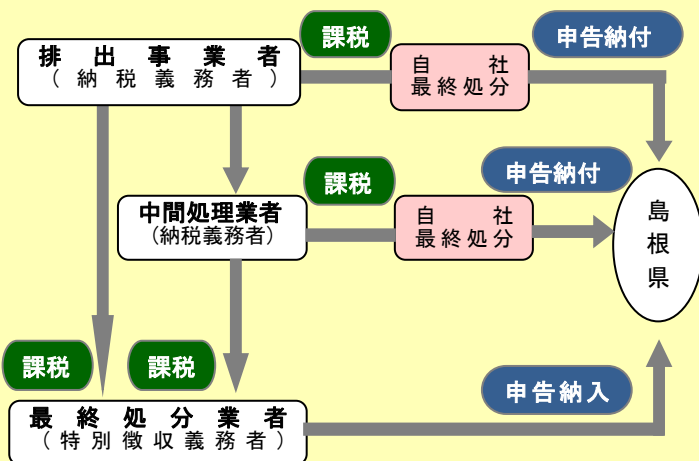
● **税収の使いみち** (アンダーライン部分を拡充します。)

- 再生の森事業・・・荒廃した森林での不要木伐採、竹林伐採など
- みーもの森づくり事業・・・県民のアイデアと参加による森づくり (竹林対策の継続的な活動を支援) など
- 森づくり推進事業・・・水と緑の森づくり会議の開催、「みーも通信」の作成配布など

【産業廃棄物減量税】

産業廃棄物の減量や適正処理を推進するため、平成17年度から「産業廃棄物減量税」を導入し、10年間税収を活用した事業を実施してきましたが、引き続き5年間実施します。

● **税金の仕組み**



● **納める額**

最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量
重量1トンあたり1,000円を乗じた額

● **税収の使いみち**

- ・産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の技術開発のための研究費への支援
- ・分別や減容化、製造加工等のための施設設備の整備費への支援
- ・リサイクル製品の販路開拓の支援
- ・監視カメラや啓発看板設置等の不法投棄防止対策
- ・最終処分場の水質調査等、適正処理の推進
- ・3Rの普及と環境教育の推進

などに活用します。

この税金に関する情報はインターネットでも提供しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/oshirase/> 島根県総務部税務課 (Tel0852-22-5892)